

会 議 録

1 会議名

平成 29 年度第 5 回新道区地域協議会

2 議題（公開・非公開の別）

(1) 地域活動支援事業について（公開）

第 1 部 課題の共有と質問事項の整理

第 2 部 ヒアリング

第 3 部 審査・採択

3 開催日時

平成 29 年 9 月 5 日（火）午後 6 時から午後 8 時 40 分まで

4 開催場所

新道地区公民館 多目的ホール

5 傍聴人の数

なし

6 非公開の理由

なし

7 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

- ・ 委 員： 秋山 茂（会長）、有泉圭助、浦野憲一（副会長）、金井秀雄
金子八重子、高橋由美子（副会長）、田中正一、塚田みさ尾
船崎 聡、水野恵一郎、森 紀文、吉田文男、吉原ゆかり（欠席 1 人）
- ・ 事務局： 中部まちづくりセンター：山田センター長、野口係長、田中主事

8 発言の内容

【野口係長】

- ・ 上越市地域自治区の設置に関する条例第 8 条第 2 項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告
- ・ 上越市地域自治区の設置に関する条例第 8 条第 1 項の規定により、会長が議長を務めることを報告

【秋山会長】

- ・ 会議録の確認者：浦野副会長

本日の流れの説明を事務局に求める。

【野口係長】

・本日の流れを説明

【秋山会長】

今の説明に質疑を求める。

(発言なし)

では、議題「(1) 地域活動支援事業についての『第1部』課題の共有と質問事項の整理」に入る。

まず「新-追1」について疑問点等の発言を求める。

【浦野副会長】

ヒアリングの前に田中代表に確認したい。避難場所や海拔表示の看板設置するときに、町内では1か所だけでなく2か所、3か所あるところもあるが、水害に対応するための事業として考えているのか。

【田中委員】

最初は新道北部だけでやろうと思ったが、中部や南部の町内会長さんたちからも要望があった。今回、地域活動支援事業に申請して、各町内等から要望等あれば継続事業として行いたいと思っている。

【浦野副会長】

分かった。継続事業として22町内会にはそれぞれ1か所は設置されるということで理解した。

【金井委員】

これだけで200万円なのか。金額は妥当なのか。

【田中委員】

普通の看板だと風で倒れ、事故が起こりそうなので、今回は基礎をコンクリートで固める工法で見積を提出した。

【船崎委員】

計画では22町内全部というかたちで、次年度以降に追々建てていくのか。今回は22町内に1か所ということか。

【田中委員】

各町内会で要望があれば、新道地区町内会長協議会で改めて申請したいと思ってい

る。

【船崎委員】

南部は最終的な避難場所は新潟県立看護大学なのだが、水害の場合は JA の駐車場になっており、災害の種類によって避難場所が変わる。JA の駐車場に設置するわけにはいかないので、相応の場所に設置するのか。

【田中委員】

各自主防災組織で検討してもらおう。

【秋山会長】

こういうモチーフは雨や風、雪ではがれたりしないのか。

【田中委員】

材質が一番よいものにしたので、最低でも 20 年近くは耐えられると思う。

【秋山会長】

場所によっては、電柱に張り付けてある地区もあるが、どうか。

【田中委員】

あれは、使用許可などの手続きが難しい。また、地区によってはコンクリートで固めるのが難しかったら、外壁に付ける場合も出てくると思う。その場合は、工事費が浮いてくることもあると思う。

【秋山会長】

次に「新-追 2」について疑問点等を求める。

【吉田委員】

提案書の全ての活動分野にレ点が入れているので、何が主なのか分からない。全部関係あるのかどうか説明をしていただきたいと思う。もう 1 点だが、神楽舞の内容説明がないので、ヒアリングの際に聞きたいと思う。野外ステージや謝礼についても、誰に謝礼を払うのか、また仮設ステージとあるので詳しく説明を聞きたいと思っている。

【有泉委員】

神楽舞は昔からやってきたもの復活するのか、新しいものやるのか分からない。

【高橋副会長】

新-追 2、新-追 4、新-追 5 の全てに共通するのだが、一部の人からなのか、3 丁合同町内の役員の総意があって提案されたのかが疑問である。

【船崎委員】

基本的には、3丁合同の役員会でやろうということに決まった。

【吉田委員】

本来ならば2年などの短期間でやるべきで、5年だと継続性に問題があると思う。

【船崎委員】

私も5年ということに驚いている。話では毎年やるということになっていたのに、5年に代わっていた。

【浦野副会長】

「地域内に住む居住者の生きがいに寄与する」とあるが、神楽舞がどのように寄与するのか。また、伝統でずっとあったものが今まで埋もれていて、なかったというのならば分かるが、地域活動支援事業の要綱を見ると、具体的に人件費を出してはいけなくと書いてある。事業に必要な交通誘導員等のお手伝いには支払ってもよいが、神楽舞をするときに5人に10万円払うというのは、これは該当しないのではないか。また、継続性もないので、要綱に合致していないと思う。

【船崎委員】

手直しするように言ったのだが、しないままだされている。

【金子委員】

他に3丁合同で何かやるという提案はなかったのか。

【船崎委員】

3丁は元々1町内会だったが、もっと盛り上げなければいけないということであった。神社の祭りで巫女舞を行うことにより、小学生が放課後に巫女舞を練習すれば、祖父母や近所の人にも来るので盛り上がるのではないかという話だったのだが、出てきた提案はこれに変わっていた。

【有泉委員】

私は賛成である。伝統行事の復活だったらなおさらよいと思う。

【秋山会長】

次に「新-追3」に入る。

【船崎委員】

土嚢はどこに置くのか。土手のほうか。

【田中委員】

ピコイからバイタルネットの間である。今回の大雨で重宝したということだったが、自主防災組織の予算だと買えないということで、地域活動支援事業でお願いしたい。

【有泉委員】

良い提案だと思う。

【田中委員】

全て上島のところに水が流れてくる。団地化により数十年前よりも水量が多く流れてくるので、雨が降るたびに水害対応に追われる可能性がある。

【浦野副会長】

昔の分岐の一番大きいのが、上島の入り口にある。いずれにしても上島を通るので、その点では苦勞されると思う。土嚢だけで防げるとは思わないが、とりあえずは用意するのはよいことだと思う。

【秋山会長】

次に「新-追4」に入る。

【船崎委員】

新しい遊具を設置するということであり、公園は市の管轄であるが、市では設置しなかったのか、町内会で設置してくれという話になったのかを聞きたい。

【田中委員】

この遊具は神社の境内である。

【船崎委員】

神社の境内のものを撤去して、公園の敷地に設置するということのようなのだ。

【田中委員】

神社の境内設置も難しいはずであるが。

【船崎委員】

「新-追5」にも関係することだが、事務局では宗教性はなく課題に当たらないという判断だが、この神社は神社庁に入っていないのか。あくまで公園というのは、市の管理である。遊具等は市で設置し、管理は町内会でパートナーシップというかたちで助成金が出ているはずだが、その関係がよく分からない。

【浦野副会長】

提案書では区画整備をして神社の周りを公園にしたということである。神社と公園を、とよば町内では1つとして捉えているような言い方をしているが、はっきりしな

い。

【船崎委員】

パートナーシップの資料が付いているので、当然市の公園だと思う。

【浦野副会長】

パートナーシップは市が所有している公園に対してである。市からのコメントもあるが、今までの遊具はどうするのかということだ。今までの遊具のある場所に設置するのであればよいが、とよば町内会長は神社も公園も一緒にした考えで言っているようで、捉え方が違うのではないかと思う。もう少し慎重にやってもらわないと、上手くない。

【船崎委員】

神社は神社庁の管轄になる。神社庁は1つの大きな宗教組織になるので、当然宗教性はあることになる。

【浦野副会長】

清水萬藏先生の説明では「大ケヤキ」はご神木にはあたらないとのことだが、「新-追4」と「新-追5」はもう少し慎重にやってもらわないといけない。

【有泉委員】

最初は神社があって、団地ができたことによって公園にくっつけて造ったので、提案者はあまり意識していないのではないか。

【浦野副会長】

神社はあくまで神社庁のものだから、それとは別に考えなければいけない。

【秋山会長】

時間になったので、これで終了する。

次に「**第2部** ヒアリング」に入る。事務局に説明を求める。

【野口係長】

1事業あたり10分の審査となり、事務局から事業名と事業概要の紹介を行い、その後、提案者から事業説明を行う。事業説明の終了1分前にベルを鳴らし、時間となったときにもベルを鳴らす。

その後6分間のヒアリングに入り、終了の1分前にベルを鳴らし、時間となったときに最後にベルを鳴らして終了となる。ヒアリングは質問する場であり、意見にならないように気を付けること。

【秋山会長】

それではこれからヒアリングに入る。今後の進行は事務局にお願いする。

【野口係長】

- ・「新-追1 新道地区町内災害時避難訓練と一時避難場所・海拔表示板設置事業」の事業紹介

【新-追1の提案者】

- ・事業説明

【野口係長】

「新-追1」について質疑を求める。

【森委員】

記載してある町内会館で、大道福田の町内会館が印を付けられていないのは、たまたま落ちていただけなのか。お寺さんの隣にあるのだが。

【新-追1の提案者】

印はお寺の下に付けてあるが。

【森委員】

分かった。

【新-追1の提案者】

各町内会長に確認して場所についても了解を得ている。設置の際には各町内会長さんに任せるのでご協力願うことになる。

【浦野副会長】

説明の中でハザードマップの水色のところほどの程度で浸水するのか。

【新-追1の提案者】

津波編と洪水編があり、これは洪水編である。近年は水害の危険範囲まで早い時間で一気に増水してくる傾向が見られている。

【浦野副会長】

継続事業ということで、一時避難所が複数か所がある町内には是非とも作ってほしい。

【新-追1の提案者】

町内会長協議会にて聞きながらやっていきたい。先般、県と市の合同防災訓練を見てきたが、多くの班が避難してきたので将来的には何か所かに付けなければいけない

と思った。

【野口係長】

時間になったので、終了する。

- 提案者退席 -

【野口係長】

・「新-追2 神楽舞で地域住民の賑わい復活事業」の事業紹介

【新-追2の提案者】

・事業説明

【野口係長】

「新-追2」について質疑を求める。

【吉田委員】

活動分野を全てレ点でチェックされているが、各項目の具体的な活動が見えない。該当することは分かるが、ほとんどは説明としては不適だと思う。活動が見えないので説明していただきたい。

【新-追2の提案者】

これは、全て関連性があるということで付けさせてもらった。削ったほうがよいと思われるものがあれば、それでよいと思う。

【有泉委員】

5年に1回ということだが、何故毎年行わないのか。

【新-追2の提案者】

気運が盛り上がって、毎年ということになればそれでよいと思う。予算の関係や準備もあり、5年に1回になった。

【浦野副会長】

神楽舞を選んだ理由が分からない。また5年に1回のサイクルで目的が達成できるのかどうか。さらに、地域活動支援事業の利用ガイドでは団体の人権費の利用は認められていない。ただし、駐車場の警備員や事務所を一時的に借りた場合などの経費は認められる。神楽を踊る人が5人で10万円払うという人件費は基本的に認められていないと考えるが、どのように捉えているのか。

【新-追2の提案者】

私たちに神楽舞を踊れと言われても踊れない。特殊な経費であって人件費とは全く

違うと思う。

【浦野副会長】

昔の鴨島というところでは神社もあるし、春や秋の祭りで地域を盛り上げるためにやるというのならば分かるが、5年に1度では拍子抜けしてくると思う。訴えるものが少ないと思う。

【新-追2の提案者】

一応5年の節目で提案はさせていただいたが、これからやって欲しいという皆さんの要望があれば毎年でも開催したいと思う。

【野口係長】

これで「新-追2」は終了にする。

- 提案者退席 -

【野口係長】

・「新-追3 上島・中々村新田自主防災組織による安全・安心対策事業」の事業紹介

【新-追3の提案者】

・事業説明

【野口係長】

「新-追3」について質疑を求める。

【船崎委員】

土嚢は何袋必要なのか。

【新-追3の提案者】

200袋である。

【船崎委員】

当然200袋では完全な水防は無理である。市の防災担当では補助等はでないのか。

【新-追3の提案者】

その辺、市は無頓着で「土嚢袋を何百枚かあげるし、何かあったら砂を持っていくので砂を詰めて積むように」とのことで、時間に間に合うか間に合わないかの夢のような話だ。そのようなことから去年は鴨島二丁目も水害で困っているから購入したほうがよいということだった。

【船崎委員】

去年の鴨島二丁目は1か所だけだけど、1,000袋くらい必要な感じだったが、200袋

で大丈夫なのか。これは計画的に整備する予定なのか。

【新-追3の提案者】

毎年毎年、水害がくるかどうか分からないし、今回は土曜日だったから何とかあったかもしれないが、これが平日だったら消防団員が仕事でいないので、どのようにしていくのか市とも相談していかなければいけないと思っている。関川沿い町内は困っている。

【野口係長】

これで「新-追3」は終了にする。

- 提案者退席 -

【野口係長】

・「新-追4 とよば町内の宮ノ台公園の環境整備・交流促進事業」の事業紹介

【新-追4の提案者】

・事業説明

【野口係長】

「新-追4」について質疑を求める。

【船崎委員】

神社境内にある既存遊具を、撤去するのか。

【新-追4の提案者】

公園と神社がくっついている。

【船崎委員】

神社は神社庁の管轄で、公園は市の管轄になるのだが、どちらだかわからないのか。

【新-追4の提案者】

神社は神社庁で、公園は市である。

【船崎委員】

今までは神社の境内にあった遊具を撤去して今度は公園に設置するということだと、市と相談したが設置が無理だったので、提案してきたと認識してよいのか。

【新-追4の提案者】

そうである。

【浦野副会長】

神社にあったブランコを撤去した場合に、神社には遊具は備え付けられないのか。

【新-追4の提案者】

神社と公園が繋がっている。

【浦野副会長】

公園は上越市の都市整備課が本来維持管理をするのだが、できないのでパートナーシップでとよば町内会が維持管理をしているのだが、公園には何も遊具はないのか。

【新-追4の提案者】

何もない。区画整備が始まる平成17年から平成25年までは神社の境内に遊具があったが、区画整備が終わって、滑り台とシーソーは公園に移して置かせてもらった。

【浦野副会長】

遊具を公園に移したけども、遊具が老朽化したので市で使用を禁止するという指摘を受けたということか。

【新-追4の提案者】

市が公園の見回りに来たときにチェックされたのである。公園に遊具は置かせてもらって、市で設置を認めてチェックしてもらっているので、市の管理になると思う。

【浦野副会長】

我々の手元にある都市整備課からの所見だと、そのようにはなっていない。とよばの神社の中にあるものなので、都市整備課としては管理しない。公園に設置するならば、公園のどこに設置するのかを、とよば町内会と相談をさせてもらうので事前に申し出るように書いてあるので、言われていることと話が合わない。

【新-追4の提案者】

遊具は全部、市で買ってもらったものである。

【浦野副会長】

昔の遊具は、社会福祉協議会が市を通して斡旋をしたのである。そこで古くなってきたところ、市には責任があるので、危険なので使わないようにしたと思う。市ではとよばの公園ではなく神社に設置したという捉え方である。町内会長は公園に設置したと仰っているが、神社と公園では捉え方が違ってくる。

【新-追4の提案者】

市ではなく、町内でやらなければいけないのか。

【浦野副会長】

地域活動支援事業を活用したい場合は、都市整備課と相談してやらなければいけな

いし、神社の境内に設置するならば、神社庁に許可を得なければいけない。そこら辺の作業が必要なのではないか。

【新-追4の提案者】

都市整備課とはまだ協議はしていない。

【浦野副会長】

分かった。

【野口係長】

これで「新-追4」は終了にする。

- 提案者退席 -

- ・「新-追5 とよば神明社、大ケヤキ2本（樹齢300年位）保存事業」の事業紹介

【新-追5の提案者】

- ・事業説明

【野口係長】

「新-追5」について質疑を求める。

【船崎委員】

樹齢300年の枯れ枝の伐採等ということだが、稲田の諏訪神社と違うのは何かというと、諏訪神社は市指定天然記念物だが、とよばの大ケヤキはこれとは違う。となれば、神社の境内の樹木は神社庁の管轄になるし、各町内会でやらなければいけない。鴨島の場合は神社総代がいるので、総代を中心に町内会で金を出し合って伐採している。

【浦野副会長】

3年掛かりで「新道区の歩み」という歴史本の編集委員だったが、その本の中にもこの樹木については書かれていなかった。市や県の指定の樹木を目指すならば、清水萬蔵先生に問い合わせるとあるが、清水先生は樹木の専門家ではない。また、どこの神社にも樹齢何百年の杉の木や松の木もあったし、たくさん枯れた。神社の樹木は基本的に氏子の責任においてやるべきだと思う。昔のとよば町内だったら16戸程度だったので、無理だったかもしれないが、今は100戸くらいあるので、各世帯1万円を神社維持の経費として集めれば、100万円近く集まる。市や県の指定になった際に、看板を作成するなど地域活動支援事業を活用されたらよいと思う。

【新-追5の提案者】

都市整備課にも枝を切ったほうがよいと言われ、見積書をとったら高額だったので、申請したところだ。

【船崎委員】

今は何世帯あるのか。

【新-迫5の提案者】

93世帯である。ほかに、アパートが120世帯くらいある。

【浦野副会長】

神社の維持費として出していただければ、そっちのほうに目が集まって、何だかんだとたくさん集まってくるはずだ。

【新-迫5の提案者】

うちの町内は新たに土地を買って家を建てているので、お金がないのである。町内会館も建てたいのだが、市の補助金の400万円では足りないので、コミュニティ助成事業に1,500万円の申請もしている。皆さんに寄付をして欲しいとはなかなか言いづらい面が多分にある。

【浦野副会長】

それは町内会長の考え方ひとつである。富岡もお金ないが、4,500万円出して会館をつくった。地域振興宝くじを活用するのに法人化するかどうか、借金するかどうかの臨時総会を開いて決めたりした。どこの町内会も考えることは同じである。長となれば、それは仕方ない。

【有泉委員】

枝木が落ちてくると危険なので、安全性を考えてすぐに切ったほうがよいと思う。

【新-迫5の提案者】

全部枯れているわけではなくて、一部は生きているのですぐに落ちてくることはない。市からも言われているので、2次募集で申請したところだ。

【野口係長】

時間になったので、終了する。

- 提案者退席 -

これから採点が終了した方から採点票を提出し、休憩に入ってください。

- 採点・休憩 -

【秋山会長】

次第の第3部「審査・採択」に入る。事務局に採点結果と説明を求める。

【野口係長】

・投影した「採点結果一覧表」により説明

【秋山会長】

今の説明に意見、質疑を求める。

【船崎委員】

2次募集の場合は、基本的には順位が上のほうから見ていったほうがよいと思う。基本的に基本審査や優先採択方針に不適合の×があるものは、2次募集の場合はやめたほうがよいと思う。

【浦野副会長】

新-追3の7千円の不足は、2番目に順じたところから、自己負担していただくことにして、新-追2、新-追4、新-追5については基本審査で不相当の×もついているので、不採択でいかがか。

【秋山会長】

他に意見等はあるか。

(発言なし)

それでは採択する事業を審議するが、先ほどの意見で出たとおり、新-追1と新-追3を採択とし、他は不採択としてよい場合は挙手を願う。

(全員の挙手)

新-追1、新-追3は採択となった。次に、附帯意見について意見を求める。

【浦野副会長】

委員の意見交換のときに出た意見をまとめて附帯意見にしたらよいと思う。

【高橋副会長】

附帯意見はある程度の採択条件になるので、よく考慮して付けなければいけない。絶対にしてもらわなければいけないというものでなければ、付ける必要はないと思う。

【秋山会長】

採択された事業について付ける意見や条件はあるか。

【有泉委員】

土囊についてだが、上島だけのものではなくて、新道地区の全体のものとして使用するということを条件として付けたらどうか。

【船崎委員】

去年も鴨島二丁目で土嚢整備の事業が採択されているが、そこで買っているからといってその町内会だけで使うわけではない。

【田中委員】

消防部同士で連絡を取り合って、融通し合って使うように附帯意見を付けてもよいと思う。

【浦野副会長】

新道地区では消防部がいくつかあるが、消防部では土嚢はいくつか持っているのか。

【田中委員】

普通の土嚢袋はあるが中身の砂がない。災害が起こってから市は砂を持ってくるといことである。この水で膨らむ土嚢があればお年寄りも設置できるので、一番良いと思う。道路の用水でも水が溢れてきたら一般家庭にも水が入ってくると思うので必要だと思う。

【浦野副会長】

鴨島一丁目は埋め立てた土地もあり、豪雨のときには水の抜け道がない。今後の課題として、町内会長協議会が5つの消防部に活用方法を指導するというので附帯意見を付けてもらったほうがよい。

【秋山会長】

消防は分団ごとにやればよいのか。

【田中委員】

各分団長が中心になってやっていけばよい。

【野口係長】

附帯意見を付けるということで文面としては、「新道区内の他の消防部でも使用できるように工夫すること」ということでよいか。

【田中委員】

消防部、自主防災組織としたほうがよい。

【野口係長】

そのようにする。また、新-追1について、附帯意見はどうするか。

【船崎委員】

行うのであれば、継続事業として全町内にやること。

【秋山会長】

それでは、附帯意見は「継続事業として全町内会にすること」でよいか。

(「よし」の声)

【船崎委員】

不採択理由についてはどうするのか。

【野口係長】

先ほどの「採点結果一覧表」にて決定した経過から言えば、「点数によって他に優先して採択すべき事業が決まった」ことが理由として相応しいと考える。特にコメントしたい意見があれば付けることもできる。

【水野委員】

不採択になってしまったが、内容を煮詰める時間もなかったと思う。内容を煮詰めて、協議すべき場所には協議し、来年度の地域活動支援事業に提案してもらうように付け加えたらどうか。

【田中委員】

広域性がないと難しい。それに、とよばのケヤキは天然記念物に指定されていないので、保存会等を立ち上げて様子を見てから申請してもらえば採択されるかもしれないと思う。

【秋山会長】

地域活動支援事業のことを詳しく知らなかったとは思っているので、これから地域の皆さんに浸透するように進めていく必要もある。

【船崎委員】

知らなかったというよりも、2次募集に急ぎょ駆け込みで提案してきたと思う。

【秋山会長】

補助額についてだが、新-追2については30万6千円の補助額になるので、事業費を7千円削ってもらうか、7千円を自主財源で補うかで決定してよいか挙手願う。

(過半数挙手)

それでは、採択事業の付帯意見と不採択の理由と補助額について確認する。

まず、付帯意見について、新-追1は「新道区内の他の消防部・自主防災組織でも使用できるように工夫すること」。新-追3は「継続事業として全町内会に設置すること」。

次に、不採択の理由は、先ほどの事務局の提案でよいか。また、補助額については、

新-追 3 は、先ほど確認があったとおり 7 千円は自己負担することとし、新-追 1 は提案額のとおりとしてよいか。これらについて、一括して採決するがよいか。

(「よし」の声)

では、今ほどの私の提案でよいという委員は挙手を願う。

(過半数挙手)

以上で、2 次募集にかかる審査・採択を修了する。

次に、次回開催日について事務局に説明を求める。

【野口係長】

・次回会議について説明

- 日程調整 -

【秋山会長】

・次回の協議会：10 月 6 日（金）午後 6 時 30 分から 新道地区公民館

・会議の閉会を宣言

9 問合せ先

自治・市民環境部 自治・地域振興課 中部まちづくりセンター

TEL：025-526-1690（直通）

E-mail：chubu-machi@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。